

# 学校教育の基本判例

14

## 教育法令理論研究会

### 事件の概要

亡Aは、本件事故当時、Y市立Z中学一年に在籍していた生徒であり、XらはAの父母である。

Aは、平成三年四月二三日、Z中学の校庭で、B教諭の担当する一〇〇メートル走

### 学校管理における生徒への安全配慮義務

—授業中の死亡事故につき担当教諭の過失が認められた事例—

福島地裁郡山支部平成九年四月二四日判決・判例時報一六四二号一二〇頁

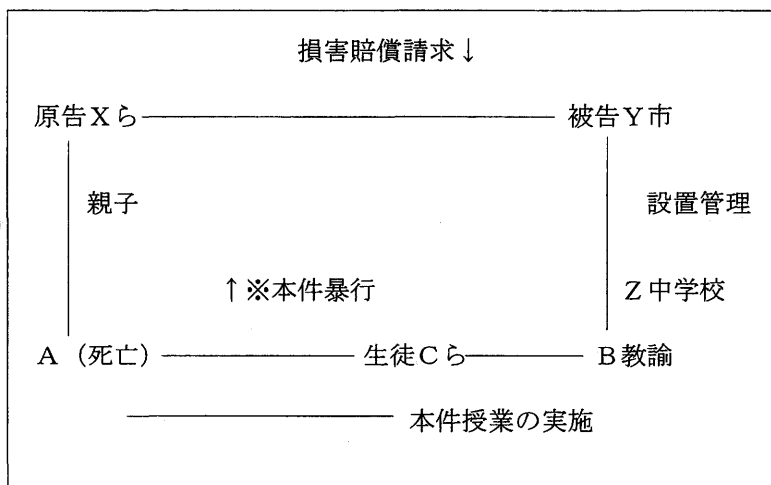
### 問題の所在

授業中や放課後、あるいは課外活動中に生徒が負傷したり死亡したりした場合に、管理者としての学校の責任がどのような根拠に基づいてどの範囲において問われるかは、極めて重要な問題である。特に、生徒

が教師の管理下に置かれる授業中の事故や事件については、学校側の責任が何らかの形で問題となつてこざるを得ないこと自体は比較的容易に予測できるが、具体的な事件における学校や教師の責任の根拠や範囲は必ずしも一義的に明らかではなく、裁判例でも常に問題とされるものである。

本稿では、生徒が体育の授業中に他の生徒からの集団暴行を受けて死亡したという事件を取りあげ、学校内での事故、事件に関する学校側の責任の根拠と範囲について検討を加えることとしたい。

〔事実関係図〕



行のタイム測定を目的とした体育授業を受け、二二組中一四組目にスタートし、一〇メートル走を終えていた。走り終えた生徒らの多くは、B教諭の当初指示した地点と無関係に雑然と散在し、私語を交わし騒がしい状態であった。

同日九時五十分ころ、同級生のCがAの首を後方から右腕を回して絞めた。そのためAは失神し、後ろにのけぞるように倒れたところ、周辺の生徒Dら数名が、倒れたAを取り囲み、胸や腹の上に馬乗りになって体重をかけたり、臉をさわったり、鼻や口を塞ぐ、つまむ、頬を叩く、砂をかける、足を引っ張るなどの行為をした。その間にAは失禁していた。

B教諭は、一〇〇メートル走の計測中、計測を終えた生徒らが予め指示した場所に整列せず、同教諭の計測地点から至近のゴール付近に雑然と散在してたむろし、騒がしい状態にあったことを認識し、「うるさい静かにしろ。」などと口頭で注意したものの、整列させて待機させることなく計測

を続けていた。このような状態の下で、Aに対する首絞め等の行為が行われたものであるが、B教諭はAがCから暴行を受けていることを全く認知しないまま、Aの走行後八組目となる最終組の生徒の走行途中まで計測を続行していた。

そして、B教諭は、Aが倒れて約五分間経過した同一〇時ころ、生徒からAの急を告げる報告を受けて初めてAが倒れた地点へ行き、Aがグラウンド上に仰向けに倒れて失神し、心臓及び呼吸が停止し、瞳孔も散大していることを認め、同じ校庭で体育授業をしていたE教諭を生徒に呼ばせてE教諭に対し援助を求めるとともに、自らはAに対し人工呼吸を施した。また、そのころ、駆けつけたF教諭が心臓マッサージを行ったが、Aは蘇生するに至らなかった。

その後、E教諭は事故現場から保健室に行き、養護教諭のGに急を告げ、G教諭も現場に駆けつけて、Aの重篤な様子を確認してから職員室に戻り、救急車の要請を求めたところ、H教諭が同一〇時八分ころ一

一九番通報した。その後、救急車が同一〇時一二分ころZ中学に到着し、意識レベル三〇〇（昏睡状態のうち何らの反応も示さない最も重篤な状態、通常脳死状態を指す）、呼吸感ぜず、脈拍触れずの状態であったAを搬出し、同一〇時一五分に総合病院であるI病院に搬入したが、その時のAの所見は、心停止、呼吸停止、瞳孔散大、対光反射なく、全身にチアノーゼを認めるという極めて重篤な状態であった。Aは、I病院における救命措置により一旦は蘇生し、心機能が回復したものの、意識が回復することなく、同月二十七日に死亡した。

本件は、以上の事実関係の下で、XらがZ中学の管理者であるY市を相手取り、本件事故はB教諭をはじめとするZ中学の校長及び教諭らが生徒の安全を確保すべき義務を懈怠した職務遂行上の過失により惹起されたものである、と主張して、国家賠償法ないし民法上の債務不履行に基づく損害賠償合計約九三〇〇万円の支払を請求した事案である。

## 判決要旨

請求一部認容（逸失利益の計算方法につきXらの主張と異なる方法を採用し、弁護士費用を一部減額して、合計約五〇〇〇万円の支払をY市に命じた）。

「中学校は、多様な成長途上にある生徒が集団的に学習活動を遂行する場であって、常に種々の危険を内在しているところ、Yは、市立中学に在学する生徒に対し、学校教育の場において、その生命身体等を危険から保護するための措置をとるべき法的義務（安全配慮義務）を負うことはいうまでもない。」

「特に、体育の授業においては、一般に体力を要し、負荷の高い運動を伴う課題や教室内での授業に比して高度の危険を内在する課題等を、教育上の必要から実施することが許されており、他方、一定の危険の内在するものであっても、義務教育の正課授業においては、生徒はいわば強制的にこ

れらの授業を受ける立場にあり、その心身の発達程度も未熟であることから、授業を担当する教諭としては、生徒一般の健康状態や体調、運動能力、発達程度等を十分に理解・把握し、それに応じた授業計画を策定、実施することはもとより、正課授業実施中においては、秩序の弛緩を避け、規律を維持して生徒の動静を把握し、生徒の動静にともなう危険を予見して十分な注意を払い、現実に生徒間での暴行や喧嘩、体調不良等を疑わせる状況が生じた場合には、直ちにその事態を掌握して暴行を制止し、あるいは秩序を回復せしめるなど適切な措置をとり、事故の発生を未然に防止できるよう、常に生徒の動静を適切に把握し、危険や重大な結果の発生を回避する高度の注意義務を負っているものと解するのが相当である。」

「本件の授業内容である一〇〇メートル走の計測は、……入学間もない未だ心身の未熟な生徒を対象とする授業であり、屋外での授業であることから教室内よりも開放

的な気分になる上、……計測後は計測終了による緊張感の弛緩と手持ちぶさたから恣意的な行動に出て、不慮の事故を惹起する危険な行動に及ぶことは通常予測可能である。」「したがって、B教諭には通常の授業以上に戯れや喧嘩による事故の発生を防止し、あるいは体調不調に陥った生徒を可及的早期に発見することはもとより、もし生徒ら相互間に暴行等の事実があれば直ちにこれを制止するなど適切に対応しうるために、授業に参加する生徒を自己の計測地点付近や視野内に静粛に整列させて待機させ、あるいは失神の上倒れるような不測の事態が発生した場合には班を定めて責任者をして直ちに連絡させるなどして、生徒の監督・管理をすべき高度の注意義務を負担していたというべきである。」

「しかしながら、B教諭は、前記認定のとおり、一〇〇メートル走を終えた生徒がゴール付近に雑然と散在してたむろし、騒がしい状態にあったのに、「うるさい静かにしろ。」などと口頭で注意したにとどま

り、……Aが同級生から暴行を受けていることを全く認知しないまま、最終組の生徒の走行途中まで計測を続行し、その間約五分の間、Aが暴行を受けていることを看過し、生徒の知らせを契機として、初めて事態の重大性を認識したのであって、……この点でB教諭には前記注意義務を怠った過失があるといわざるを得ない。」

## 争点の検討

冒頭に述べたとおり、本件は、教師のいわば「監督下」における授業中に生徒が他の生徒から集団暴行を受けて死亡した事故に関して、授業担当教師の監督責任（安全配慮義務違反）を認めた裁判例である。

「安全配慮義務」とは、契約関係を典型とする広い意味での社会関係に入った者の間で、特に強者の側が弱者の生命健康財産等について配慮すべきであるとする、信義誠実の原則（略して「信義則」という）から導かれる一般的な義務である。学校ない

し教師と生徒との間の学校における関係が、この安全配慮義務の適用される「社会関係」に含まれることは、異論なく認められており、かつ、この「社会関係」が契約関係に限らないことから、私立学校であると国公立学校であるとを問わず、安全配慮義務は適用される。法律上明文の規定のないこのような一般的な義務が認められている理由は、本件のような生徒間の暴行による事案のほか、第三者が学校内に侵入して生徒に危害を加えたような事案では、教師が直接生徒に損害を負わせたわけではない以上、教師や学校の法的責任を民法その他の規定から直接導くことが困難な場合があるからである。このような場合に、学校や教師の管理監督上の責任を問うための法律構成として安全配慮義務違反の主張が認められると、被害者は管理者からの損害賠償を受けられることになる。

以上を前提として、本件について見てみると、まず、本件事故が教師の監督下にある授業中に発生していることからして、B

教諭らの安全配慮義務違反がXらによって主張されることは当然である。又、被害者であるAが死亡するという重大な結果が発生している以上、B教諭らによる監督指導に何らかの過失があった可能性は比較的容易に推測されることとなるが、問題となるのはB教諭の過失を認めた本判決の判断の可否である。

過去の裁判例を見てみると、生徒同士の喧嘩による事故の全てについて教師の安全配慮義務違反が認められているわけではなく、教師が現場に居合せたか否かという点に加え、特に、事故発生危険性を教師がある程度予測可能であったか否かが、責任の成否を分けているようである。例えば、放課後の図書室（大分地裁平成六年四月二八日判決・判例地方自治一二七号五二頁）、自習時間中（神戸地裁尼崎支部昭和五六年一月二七日判決・判例時報一〇四四号四二三頁）、あるいは課外活動中の生徒同士の喧嘩については（最高裁昭和五八年二月一八日判決・最高裁判所民事判例集三七卷

一号一〇一頁)、学校側の責任が否定されている。又、学校内における高校生同士のナイフによる殺傷事故について、学校側の責任を否定した事例がある(浦和地裁平成四年一〇月二八日判決・判例タイムズ八一号一一九頁)。他方、責任を肯定した事例としては、授業中に工具をいたずらしていたことから事故が発生した場合(宇都宮地裁平成五年三月四日判決・判例時報一四六九号一三〇頁)のほか、遠足中に他の学校と合流した場所で発生した事故について、学校側の責任を肯定した事例がある(福岡高裁昭和五六年九月二九日判決・判例時報一〇四三号七一頁)。

もつとも、以上のような過去の裁判例における「教師による予測可能性」の基準は、場合によっては学校や教師の責任回避を誘発する結果となりかねない。例えば、所持品検査を実施して凶器が発見されたような場合には、以後学校内で発生する恐れのある事故について学校側は一応の予測をすべきことになるから、そもそも所持品検査を

実施しない、あるいは違反の事実を認知しようとする方針へ向かう可能性がないとは言えず、生徒の安全にとって望ましくない事態が生じかねないわけである。従って、教師や学校が事件の発生の予兆となるべき事実を単に認知していたか否かのみでなく、かかる事実に対してどのような対策を講じていたかをも、責任の成否の判断に際して考慮すべきであると思われる。

本件の場合、体育の授業が教室内で実施される他の授業と比べ、生徒が運動場全体に拡散する一方で、身体接触を必然的に伴う内容を含むものである以上、事故や事件の危険性が通常より高いことは否定できず、体育担当教諭の負うべき安全配慮義務がその分高まることはやむを得ない。しかしながら同時に、そのような体育担当教諭の負うべき安全配慮義務が「高度」である対象は、あくまで当該授業内容に関連して発生しうる事故や事件に原則として限られるべきであり、本件のような生徒間における集団暴行が、果たして体育であるから他の授

業と比べてより多発しうると留保なく言えるかは、若干躊躇を覚えなくてはならない。本判決は、B教諭らの安全配慮義務違反の判断を補強する事情として、当時Y市内の中学校で「失神遊び」と称する本件に類似した暴行が報告されていたと認定しており、実際、本件でAが受けた暴行の程度や態様から直感的に考えるなら、これは「喧嘩」というよりむしろ「いじめ」に近いとも言える。しかし、そうであるとすれば、かかる性質の暴行は体育以外の教科や授業時間外でも同様に生ずる恐れがあるほか、むしろ教師の目の届きにくい休憩時間や放課後、あるいは自習時間中にこそ発生しやすい筈であるから、個々の教師が負うべき注意義務の程度や範囲もそれに従って変化するものと考えられる。このようなことからすると、体育担当教諭の責任が体育の授業内容の性質からして特に重くなるの一般論を本件から直ちに導くことには、慎重であつてしかるべきであろう。もつとも、本件事案を見る限り、一〇〇メートル走を終えた

生徒らが騒いでいる状態をB教諭が放置している中でAに対する暴行が発生し、B教諭がかなり長時間にわたってかかる暴行を見過ごしていたとの事実がある以上、本件においてB教諭の過失を認めた判断それ自体は、妥当であるように思われる。

なお、本件では、そもそもAの死因がCらによる暴行であったか否か自体が事実問題として争われ、他の生徒による証言の信頼性が重要な法律上の論点となっているほか、Aが倒れていることが発見された後の応急処置や救急車の手配の仕方の適切さも、B教諭らの責任の成否に付随する問題として争われている。又、本件においてY市が事実関係のほかB教諭らの過失の成否を全面的に争っていることからすると、本件事故をめぐるXらとZ中学の関係者との話し合いが必ずしも円満に進行しなかった結果、本件の訴えが提起されたと考えられる余地もないではない。本稿では紙幅の関係でこれらの点に関する検討は割愛するが、今後の学校管理の中では、事故発生の防止と共に

に発生した事故に対する対処の適切さを問われる可能性がある以上、かかる点への事前の検討が必要不可欠であると言えるであろうし、又、そのような対処に関連して、特に被害者ないしその家族に対してどのように対応していくべきかについても、再検討が必要であるように思われる。

〔参考文献〕

本文中に引用した裁判例のほか、過去の事例については、

伊藤進 Ⅱ 織田博子「学校事故賠償責任の判例法理(6)」(8) 判例評論三五二号一七八頁、同三五三号一五三頁、同三五四号一五四頁(一九八八年)。

櫻井登美雄「いじめと不法行為責任」山口和男編『裁判実務大系(16) 不法行為訴訟法(2)』二一九頁以下(一九八七年)。

(筑波大学助教授・星野 豊)